

## 光空間伝送の通信記録認定基準

### (目的)

1. この基準は、光空間伝送の交信(単方向通信も可)距離認定(記録認定という。以下同じ)に関する事項を定め、これらの活性化を図ることを目的とする。

### (認定対象周波数帯及び変調方式等)

2. 記録認定の対象周波数は光領域とし、変調方式別に認定する。

### (申請)

3. 記録認定を受けようとする者(申請者という。以下同じ)は、次の事項を記入した書類の提出により MWAC (Micro Wave Amateur Communications) 理事長

(以下、理事長)に申請するものとする。

- ① 申請者の氏名(コールサインがある場合は記入)、住所、電話番号
- ② 周波数または波長、変調方式
- ③ 交信(単方向の場合は通信)日時
- ④ 申請者の運用場所(緯度、経度)
- ⑤ 相互間距離(単方向通信で反射板を用いたときは往復距離)
- ⑥ 交信相手の氏名(コールサインがある場合は記入、単方向の場合は複数の確認者)
- ⑦ 交信相手の運用場所(緯度、経度)
- ⑧ 使用送信機の出力および構成
- ⑨ 発光体または発光素子の種類、駆動電圧・電流
- ⑩ 信号強度(交信の場合は双方を記入)
- ⑪ 参考事項(交信または通信時の天候、気温、湿度など測定可能な条件)  
単方向通信は2名の確認(立会人)者を記入

### (記録認定の条件)

4. 記録認定は、次の各号の条件を満たすものでなければならない。
  - (1) 記録認定の相互距離は、原則として国土地理院発行の25,000分1の地図を用いて求めた2地点の緯度、経度から大圏航法により求め

られた距離とする。100m 以下の場合は誤差が記録に大きく影響するので実測値を優先する。100m 以上は 3 角点計測も可。

(2) 既存の記録認定がある場合、その記録認定された距離を 10%以上超えるものであること。

(3) 反射装置などを使った交信 (単方向通信も同) は、第三者 ( 2 名) の確認を必要とする。

(4) 記録認定は MWAC のホームページに申請内容を公示し、その記録に付いて 2 人以上から、2 ヶ月以内に異義の申し立て (記録認定無効の証拠を添えたものに限る) がないこと。

(異義申し立ての裁定)

5. 前項の異義申し立てについて、異義申し立てにかかわる事実が妥当でないと理事長が認めた場合は、異義申し立ては成立しないものとする。

(記録認定証の発行)

6. 理事長は、記録認定を認めた場合は、交信 (単方向の場合は通信) 記録認定証を発行するものとする。

付 則

この基準は、平成 21 年 2 月 20 日から施行し、現状にそぐわない状況が発生した場合は改訂する。

このほか距離賞の発行も認定基準に準じて行い、当初は 100m とし、これ以上については別途定めるものとする。